



平成 30 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 ユニデンホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 石井 邦尚
コード番号 6815 (東証第一部)
問合せ先 取締役 金城 一樹
電話番号 03-5543-2812

単元株式数の変更、株式併合及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、単元株式数の変更及び定款一部変更について決議するとともに、平成30年 6月28日開催予定の当社第53回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）に株式併合及び定款一部変更について付議することを決議致しましたので、お知らせ致します。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成30年10月 1日までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100 株に統一することを目指しております。当社は東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を、現在の1,000 株から100 株に変更致します。

(2) 変更の内容

平成30年10月 1日をもって単元株式数を1,000 株から100 株に変更致します。

<ご参考>

平成30年 9月26日をもって、売買単位も100 株に変更されることとなります。

(3) 変更の条件

本定時株主総会において、下記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件と致します。

2. 株式併合

(1) 株式併合を行う理由

上記「1. 単元株式数の変更」のとおり、単元株式数を1,000株から100株にするにあたり、中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を適切な水準（東京証券取引所が望ましいとする水準5万円以上50万円未満）とすることで市場の流動性に寄与できるよう、株式併合を行います。

(2) 併合の内容

- ①併合する株式の種類 普通株式
- ②併合の方法・比率 平成30年10月1日をもって、同年9月30日（実質上9月28日）現在の株主名簿に記載又は記録された株主様の所有株式数を基準に、10株につき1株の割合で併合致します。
- ③併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成30年3月31日現在）	63,139,649株
併合により減少する株式数	56,825,685株
併合後の発行済株式総数	6,313,964株

（注）「併合により減少する株式数」及び「併合後の発行済株式総数」は併合前の発行済株式総数及び株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

(3) 併合により減少する株主数

平成30年3月31日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は次のとおりです。

保有株式数	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主数	9,173名（100.00%）	63,139,649株（100.00%）
10株未満	115名（1.25%）	228株（0.00%）
10株以上	9,058名（98.75%）	63,139,421株（100.00%）

（注）10株未満のみご所有の株主様は、株式併合により当社株主としての地位を失うこととなります。なお、株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買い取りの手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社又は当社の株主名簿管理人までお問い合わせ下さい。

(4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じる場合には、会社法の定めに基づき端数が生じた株主の皆様に対して、その端数の割合に応じて金銭をお支払い致します。

(5) 株式併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案（「3. 定款一部変更」を含む）が承認可決されることを条件と致します。

3. 定款一部変更

(1) 変更の理由

上記「2. 株式併合」に関する議案が本定時株主総会において承認可決されることを条件として、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第6条を変更するとともに、上記「1. 単元株式数の変更」により平成30年10月1日をもって単元株式数を1,000株から100株に変更するため、現行定款第8条を下記のとおり変更致します。

(2) 変更の内容

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>16,900万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1,690万株</u> とする。
(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。

(3) 変更の条件

本定時株主総会において、上記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件と致します。

4. 単元株式数の変更、株式併合及び定款一部変更の日程

取締役会決議	平成30年 5月14日
定時株主総会決議日	平成30年 6月28日 (予定)
単元株式数の変更の効力発生日	平成30年10月 1日 (予定)
株式併合の効力発生日	平成30年10月 1日 (予定)
定款一部変更の効力発生日	平成30年10月 1日 (予定)

(ご参考)

上記のとおり、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日は平成30年10月1日ですが株式売買後の振替手続きの関係で、証券取引所における当社株式の売買単位が1,000株から100株に変更される日は平成30年9月26日となります。

以上

【添付資料】

(ご参考) 単元株式数変更及び株式併合についてのQ&A

Q 1. 単元株式数とは何ですか。

A 1. 単元株式数とは、株主総会での議決権の単位や、証券取引所での売買単位となっている株式数のことです。当社は今まで1,000株単位であったものを今回100株単位に変更致します。

Q 2. 株式併合とは何ですか。

A 2. 株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少ない株式とすることです。今回当社は、10株を 1株に併合する予定です。

Q 3. 単元株式数変更と株式併合を行う理由は何ですか。

A 3. 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、売買単位を100株に統一することを目指しており、平成30年10月1日までに、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株とすることを決めました。

当社は東京証券取引所へ上場する企業として、この趣旨を尊重し、且つ中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を適切な水準（東京証券取引所が望ましいとする水準）、具体的には5万円～50万円に調整するため、単元株式数変更及び株式併合を行う予定です。

Q 4. 株式併合によって株数が減少すると資産価値が下がってしまいませんか。

A 4. 株式併合を行っても、会社の資産や資本の状況は変化しません。従いまして株主様ご所有の当社株式における資産価値も変わりません。具体的には下記例示をご覧ください。

	効力発生前	効力発生後	備考
ご所有株式数	1,000株	100株	10分の1に減少
株価	280円	2,800円	10倍に増加
資産価値（時価）	28万円	28万円	変化なし

Q 5. 所有株式と議決権はどうなりますか。

A 5. 今回の単元株式数変更と株式併合による株主様の所有株式と議決権の変化を下記にて例示致します。

	効力発生前		効力発生後		
	株式数	議決権個数	株式数	議決権個数	端数株式
例①	3,200株	3個	320株	3個	なし
例②	1,721株	1個	172株	1個	0.1株
例③	1,000株	1個	100株	1個	なし
例④	682株	なし	68株	なし	0.2株
例⑤	63株	なし	6株	なし	0.3株
例⑥	9株	なし	なし	なし	0.9株

上記のとおり、1株に満たない端数株式が生じる場合がございます。(例②、④、⑤、⑥のような場合) この場合は、端数株式のすべてを当社が一括して売却処分し、または自己株式として買い取りますので、端数株式が発生した株主様にはその処分代金または買取代金を、端数株式の割合に応じてお支払致します。

端数株式の処分代金または買取代金につきましては、平成30年12月頃にお支払させて頂く予定です。

また、効力発生前のご所有株式数が10株未満の場合(例⑥のような場合)は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式となりますので、株主としての地位を失うことになります。

なお、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買い取り」手続きをご利用頂けますと、端数株式の処分をうけないようにすることも可能です。

具体的なお手続きは、お取引の証券会社または後記の株主名簿管理人までお問い合わせ下さい。

Q 6. 受け取る配当金はどうなりますか。

A 6. 株主様が所有する当社株式は、株式併合により減少致しますが、株式併合割合を勘案して1株当たりの配当金を設定する予定ですので、株式併合を理由とした受取配当金総額に変化はございません。(業績変動その他要因による変化は除きます)

ただし、株式併合により生じた端数株式には配当が生じません。

具体的には下記例示をご参照下さい。

	効力発生前	効力発生後	備考
ご所有株式数	1,000株	100株	10分の1に減少
1株当たり配当金	5円	50円	10倍に増加
受取配当金	5,000円	5,000円	変化なし

Q7. 株主自身で必要な手続きはありますか。

A7. 特に必要なお手続きはございません。

【お問い合わせ先】

単元株式数変更及び株式併合に関してのお問い合わせ、並びに単元未満株式数の買い取り制度、その他株式に関する各種お手続きについてのお問い合わせにつきましては、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合には、下記の株主名簿管理人（特別口座の口座管理機関）にお問い合わせ下さい。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

TEL 0120-232-711(フリーダイヤル)

受付時間:土・日・祝祭日を除く平日9:00~17:00